

平成 29 年 3 月
健康 課

結核対策について

1 趣旨

国の結核に関する特定感染症予防指針（平成 28 年 11 月 25 日改正）（以下「指針」という。）においては、結核患者数の減少等、昨今の結核を取り巻く状況の変化を踏まえ、結核患者が身近な地域において個別の病態に応じた治療を受けられる地域医療連携体制整備が重要であるとされている。

このため、県においては、結核発生状況及び結核病床の利用状況等を踏まえ、次のとおり、結核基準病床数を見直すとともに、指針を踏まえた地域医療提供体制としたい。

2 基準病床数の見直し（案）

	現行	見直し後
結核病床数	82床	58床

※ 結核病床数は、医療法の規定に基づき医療計画において定めることとされており、厚生労働省から参酌すべき算定式が示されている。

3 県の結核患者発生状況、病床利用状況等

	H25	H26	H27
一日平均在院患者数(人)	19.6	21.6	15.3
病床利用率(%)	24.2	25.3	18.9

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
罹患率(※)	17.9	18.1	14.6	14.6	13.2	14.5	12.9	14.1	12.2	11.7
新登録患者数(人)	199	200	161	160	144	158	140	152	131	125
基準病床数(床)	173		107				82			

※ 罹患率：人口 10 万対 年間新登録結核患者数(人)

4 指針に基づく結核医療体制について

指針では、医療提供体制の確保に当たっては、標準治療のほか、多剤耐性結核や管理が複雑な結核の治療を担う中核的な病院を確保すること、地域ごとに合併症治療を主に担う基幹病院を確保すること並びにそれらの中核的な病院及び基幹病院並びに結核病床を有する一般の医療機関が連携し、結核患者が身近な地域において個別の病態に応じた治療を受けられる地域医療連携体制を整備することが重要であるとしている。

このため、県においては、国立病院機構富山病院を中核的な病院とし、また、結核病床を有する医療機関の中から医療圏ごとに基幹病院（黒部市民病院、県立中央病院、高岡市民病院、市立砺波総合病院）を定めて、他の結核病床を有する医療機関等と連携した結核医療体制とする。